

## 日常生活用具給付一覧

	種目	対象者	性能	給付限度額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がい（の程度が1級又は2級の方） ② 「対象疾病」に該当し、寝たきりの状態にある方	腕又は脚等の訓練ができる器具を備えたもので、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800円
	特殊マット	① 原則として3歳以上の知的障がい者（児）で、障がいの程度が最重度又は重度の方 ② 原則として3歳以上18歳未満で、身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級の方 ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級の方（常時介護を要する方に限る。） ④ 「対象疾病」に該当し、寝たきりの状態にある方	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの	19,600円
	特殊尿器	① 原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級の方（常時介護を有する方に限る。） ② 「対象疾病」に該当し、自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	154,500円
	入浴担架	原則として3歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級の方（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する方に限る。）	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	洋式 82,400円 和式 133,900円
	体位変換器	① 原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級の方（下着交換等に当たって家族等他人の介護を必要とする方に限る。） ② 「対象疾病」に該当し、寝たきりの状態にある方	介護者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円
	訓練・姿勢保持用具	① 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた障がい児で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のもの ② 政令第1条で定める疾病に該当する障がい児で、下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	介護者が障がい児のリハビリ等に当たって、容易に使用し得るもの	50,000円
	移動用リフト	① 原則として3歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級の方 ② 「対象疾病」に該当し下肢又は体幹機能に障がいのある方	障がい者等を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	257,500円
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級の方	原則として付属のテーブルを付けるものとする	33,100円
	訓練用ベッド	「対象疾病」に該当し下肢又は体幹機能に障がいのある方	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円
自立生活支援用具	浴槽（湯沸器含む。）	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級の方	浴槽は、実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は、水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	141,200円 浴槽のみ給付 58,300円 湯沸器のみ給付 104,900円
	入浴補助用具	① 原則として3歳以上で、下肢又は体幹機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた、入浴に介助を必要とする方 ② 「対象疾病」に該当し、入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円

	種目	対象者	性能	給付限度額
自立生活支援用具	便器	① 原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がい程度が1級又は2級の方 ② 「対象疾病」に該当し常時介護を要する方	手すりのついた腰掛け式のもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16,500円
	頭部保護帽	① 平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた、転倒の危険性が高い方 ② 知的障がい者(児)又は精神障がい者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160円
	T字状・棒状のつえ	身体障害者手帳の交付を受けた、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいを有する方	十分な強度を有するもの	主体-木材 2,200円 主体-軽金属 3,000円
	移動・移乗支援用具	① 原則として3歳以上で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた、家庭内の移動等において介助を必要とする方 ② 「対象疾病」に該当し、下肢が不自由な方	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円
	特殊便器	① 原則として学齢児以上の知的障がい者(児)で、障がいの程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難な方 ② 原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、上肢障がいの程度が1級又は2級の方 ③ 「対象疾病」に該当し、上肢機能に障がいのある方	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)又は難病患者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円
	火災警報器	① 障がいの程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた方 ② 知的障がい者(児)で、障がいの程度が最重度又は重度の方 ③ 精神障がい者(児)で、障がいの程度が1級又は2級の方 (①②③いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	31,000円
	自動消火装置	① 障がいの程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた方 ② 知的障がい者(児)で障がいの程度が最重度又は重度のもの ③ 精神障がい者(児)で、障がいの程度が1級又は2級のもの (①②③いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) ④ 「対象疾病」に該当する方(火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円
	ガス安全システム	① 18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方(喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) ② 18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級の方(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200円
電磁調理器	① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が1級又は2級の方 ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた上肢障がいの程度が1級又は2級の方 ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がいの程度が1級の方 (①②③のいずれも、障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) ④ 18歳以上の知的障がい者で、障がいの程度が最重度又は重度の方	障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	

	種目	対象者	性能	給付限度額
自立生活支援用具	音響案内装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級の方(2級の者は、送信機のみに限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの送信機は「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと	1級 51,000円 2級 11,500円
	聴覚障がい者用屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がいの程度が2級の方(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円
	フラッシュベル	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚又は音声、言語機能障がいの程度が3級以上の方	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	12,400円
	携帯用信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚又は音声、言語機能障がいの程度が3級以上の方	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工透析を必要とする方(自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。)	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100円
	ネブライザー(吸入器)	① 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障がいの程度が3級以上の方又は同程度の身体障がい者(児)で必要と認められるもの ② 「対象疾病」に該当する者で、呼吸器機能に障がいのある方	障がい者等が容易に使用し得るもの	36,000円
	電気式たん吸引器	① 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障がいの程度が3級以上の方又は同程度の身体障がい者(児)で必要と認められる方 ② 「対象疾病」に該当する者で、呼吸器機能に障がいのある方	障がい者等が容易に使用し得るもの	56,400円
	空気清浄器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障がいの程度が3級以上の方	障がい者が容易に使用し得るもの	33,800円
	酸素ボンベ運搬車	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障がいの程度が原則として3級以上の方(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者に限る。)	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000円
	盲人用血圧計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,500円
	盲人用体温計(音声式)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級の方(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000円
	盲人用体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が1級又は2級の方(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000円
	ルームクーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方(医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)	障がい者が容易に使用し得るもの	172,100円
	動脈血中酸素飽和測定器(パルスオキシメーター)	① 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工呼吸器の装置が必要な方 ② 「対象疾病」に該当する者で、人工呼吸器の装置が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	157,500円
情報・	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障がい者(児)又は肢体不自由者(児)で音声言語の著しい障がいを有する方	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	285,000円

	種目	対象者	性能	給付限度額
意思疎通支援用具	パーソナルコンピューター	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、上肢障がい又は言語及び上肢の重複障がい有し、その障がいの程度が1級又は2級の方(文字を書くことが困難な者に限る。)	かな、漢字及び英数字による文書作成が可能で、編集校正及び記憶機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの(プロテクター、プリンター等を附帯することができるもの)	100,000円
	情報・通信支援用具	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)又はパーソナルコンピューターを使用するに当たり特別な装置を必要とする上肢機能障がい者(児)で、その障がいの程度が1級又は2級の方	障がい者がパーソナルコンピューターを使用するに当たり、必要な周辺機器及びアプリケーションソフト(音声ソフト、特別なマウス、キーガード等)	100,000円
	点字ディスプレイ	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級であって、必要と認められる方	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円
	点字器	原則として学齢児以上の視覚障がい者(児)で、点字を習得しようとしているもの又は点字の利用が可能な方	標準型	6,600円
			携帯用	7,200円
	点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた、視覚障がいの程度が1級又は2級の方(本人が就労若しくは就学をし又は就労が見込まれている者に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に操作できるもの	63,100円
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級の方	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの ③ 視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	① 録音再生機 85,000円 ② 専用再生機 35,000円 ③ テープレコーダー 23,000円
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級の方	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	99,800円
	視覚障がい者用拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になる方	画像入力装置により、読みたいもの(印刷物等)を拡大表示又は読み上げるものであって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	198,000円
	盲人用時計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が1級又は2級の方(音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円
聴覚障がい者用通信装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚、音声又は言語機能に著しい障がい有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	71,000円	

情報・意思疎通支援用具	種目	対象者	性能	給付限度額
情報・意思疎通支援用具	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	88,900円
	会議用拡聴器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚障がいの程度が4級以上の方	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	38,200円
	人工喉頭	咽頭喪失により音声・言語機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた者(児)	笛式：吸気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化させるもの	5,000円 (気管カニューレ付きは3,100円増し)
			電動式：顎下部等にあてた電動版を動かせ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化させるもの	70,100円
			埋め込み型人工鼻：常時埋め込み型の人工喉頭を使用するものを対象とし、障がい者(児)が容易に使用することができるもの	月額 23,760円
	点字図書	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)で、主に情報の入手を点字によっている方	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	給付対象者1人につき年間6タイトル又は24巻を限度
大活字図書	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)で、大活字図書の利用が可能なる方	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く大活字図書とする。	ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	身体障害者手帳の交付を受けたぼうこう又は直腸機能障がい者(児)で、ストーマ装具を必要とする方	尿路系：低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップが付いているもの並びに皮膚の保護及び皮膚への装臭の密着等のために使用する用品 消化器系：低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋のもの並びに皮膚の保護及び皮膚への装臭の密着等のために使用する用品	尿路系 月額 11,400円  消化器系 月額 8,600円
	紙おむつ	① ぼうこう・直腸機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、紙おむつを必要とし、かつ、ストーマ用装具を使用することができない方 ② 原則3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級の者(児)で、紙おむつを必要とし、次のいずれにも該当する方(乳幼児期以前の非進行性の脳病変等により、18歳以前に下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級の認定を受けた者(児)に限る。)ア 排尿又は排便の意思表示が困難である者イ 紙おむつ以外での排泄処理ができない者ウ 紙おむつの使用により意思伝達能力の獲得が阻害されることがない者	介護者が容易に使用し得るもの	月額 12,000円
	収尿器	脊髄損傷又は二分脊椎により肢体不自由又はぼうこう機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、収尿器を必要とする方	男性用：採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置が付けられたもので、ラテックス製又はゴム製のもの 女性用：普通型は耐久性ゴム製の採尿袋を有するもので、簡易型はポリエチレン製の採尿袋で導尿ゴム管が付いているもの	普通型 7,700円 簡易型 5,700円  普通型 8,500円 簡易型 5,900円 (袋20枚1組)